

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・道路の供用開始(3件)	道路維持課
・洪水浸水想定区域の指定(2件)	河川課
◎ 公 告	
・地域森林計画書の公表	林政課

## 告 示

### 長崎県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市千々石町乙字迫尻1403番1地先から 雲仙市千々石町乙字迫尻1402番地先まで	令和3年1月19日

### 長崎県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 東長崎長与線	長崎市平間町3047番1地先から 長崎市平間町3048番1地先まで	令和3年1月19日

### 長崎県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市大崎町194番1地先から 長崎市大崎町194番1地先まで	令和3年1月19日

発行者  
長崎県  
尾上町三番一**長崎県告示第51号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川佐護川水系佐護川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び対馬振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県告示第52号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川永田川水系永田川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び壱岐振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

電話代表  
直通表  
(八二四  
八九五)  
二一  
一一  
四一**公 告****地域森林計画書の公表（公告）**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により長崎南部地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部及び五島壱岐の各地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により当該計画書を次のとおり公表する。

令和3年1月19日

長崎県知事 中村 法道

## 1 森林計画区の名称

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円）

## 2 公表する場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部及び五島壱岐の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町1番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

印刷所

長崎県  
権島町八番十二号株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏リン  
弥ト